

令和元年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月) 開会 午前 9時16分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

法師 励 吉田竹雄 岩田 茂

中村義男 田嶋正明 平塚尚吾

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主事 安藤 啓人

農業振興課主事 茂木 紀之

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員10名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席、遅刻の届け出はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、中島敦夫委員、3番、友野秀一委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

また、議案第4号につきましては、入間農業振興地域整備計画の変更であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

本案件は、先月、周辺農地への影響について、判断が難しいため、継続審議となった案件です。

この議案については、始めに事務局に説明を求め、その後担当委員の意見を伺います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

まず、議案のほうを読み上げさせていただきます。

1番、当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。狭山台武蔵野〇〇、畑、1,983平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自82アール、継続審議でございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、先月の農業委員会で農地法3条の許可基準の一つである「周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと」に関しまして、提出をされた資料では可否の判断ができないということで審議保留になった案件でございます。このため、事務局より総会があった日の10月25日に借受人側へ再審議に係る資料の提出を求めたところ、11月7日付で回答がありました。その内容は、先日議案とともにお配りした資料に入れさせていただきましたので、ごらんをいただければと思います。

借受人側より提出のあった回答書の内容についてご説明申し上げます。

設置予定のビニールハウスの概要となりますが、長さ50メートル、幅9メートル、棟高4.4メートル、軒高2メートルほどのハウスを3棟申請地に設置する計画となっております。また、ハウスは、隣接農地から図面のとおり間隔をあけて設置される計画であり、光を通す素材でできたハウスでもあることから、隣接農地へ日照面での影響を及ぼすことはないと考えられます。

次に、雨水処理の関係であります。ハウスの雨どい下部に浸透ますを設け処理する計画であり、通常の降雨であれば隣接農地等への影響を及ぼすことはないと考えられます。

続きまして、イチゴ栽培時の使用済み液肥の処理方法となりますが、使用済み液肥は、畑へ浸透させているとの回答でありました。イチゴの養液栽培の培養液は、トマトの養液栽培時の培養液に比べ濃度が低いため、施肥の面で隣接農地へ影響を及ぼすことはないと考えられます。

次に、農地法第3条の許可基準とは直接関係ありませんが、農業経営基盤強化促進法による農地の貸借については、農業経営基盤強化促進法に比べ農地法による許可は、手続が簡素で早く手続ができることから選択したとの回答でありました。

次も農地法3条の許可基準とは直接関係ありませんが、貸借期間を20年と設定した理由については、工事費等の償却の面で設定したとの回答でありました。

以上が提出のありました回答書に関する説明となります。

続きまして、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

借受人である〇〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇法人ですが、本法人の農地の借り受けは、一般の法人での扱いとなります。一般法人の賃貸借権設定の際の許可要件は、農地法第3条第3項に定める賃貸借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもと継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、業務執行役員等のうち1名以上が

農業に常時従事すると認められることを満たす必要があります。先月提出された許可申請書、賃貸借予約契約書等により要件を満たしていることを確認しております。

また、申請地を含めた耕作面積は102アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地は、ビニールハウスのイチゴ栽培を行う計画であり、周辺農地への影響に関しては、先ほどご説明申し上げましたとおり、影響がないと考えられます。

以上、農地法第3条第3項の要件を満たし、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当3番の友野秀一委員、担当委員として、補足事項、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農業委員3番（友野秀一君）

3番、友野です。それでは、〇〇〇〇〇〇〇〇さんの再審議における回答書に当たり、担当地域の農業委員としての回答に当たっての意見を読み上げさせていただきます。

1番の申請地の設置予定のビニールハウス配置図及び平・立面図についてです。平面図及び立面図、設備配置図などを拝見するに当たり、添付資料には浸透ますの型式の資料はありますが、設置する平面配置が見取れないため、明確にそれを図面上に記載し、委員会に提出していただきたいと思えます。

2番の雨水流入の確認をスタッフに聞き取りを行ったとありますが、不在時の降雨量が多量にあった場合などの流出がどうか明確化されておらず、今後最近多いゲリラ豪雨などを考えると、近隣の農地への流出は問題が起こる可能性があるため、浸透ますの大きさや埋設の個数、要するに処理能力、あとメンテナンスなどの対処を明確に委員会のほうに提出していただきたいと思えます。

3番のイチゴ栽培用の液肥に関しては、内容は把握でき、濃度や処理の問題はなさそうであると思えますが、今後イチゴ栽培以外の作目に変更した場合、処理水などの問題がさらに発生した場合は、的確に近隣に迷惑がかからないよう対処することを約束していただきたいと思えます。

4番の農地法第3条にて農地の賃借申請をされ、迅速かつ簡素な手続であり得るという

理由で記されており、その点は理解できます。しかし、この農地法第3条で貸貸期間中に起こり得る不測の事態が今後発生した場合、当事者はもとより、当委員会の3者が最も合理的であると思われる方法で対処し、これらを解決することを約束していただきたいと思っています。

5番目に、民法上または農地法改正などもあり、最大50年まで貸貸契約はできるようではありますが、今後周辺の環境の変化や行政の地目の線引き見直しなどによる都市整備計画の問題などで発生する問題には、土地所有者や周辺農地所有者に不利益が起こらないように借り主は対応し、契約期間中においてこれを実行していただくことを約束していただきたいと思います。

以上を入間市農業委員会との合意意見として確約することとしていただきたいと思います。なお、回答の期限は委員会事務局と〇〇〇〇〇〇〇〇さん双方で調整し、回答期限を設定し、提出していただきたいと思います。

なお、先ほど開会前に委員会と〇〇〇〇〇〇〇〇さんの個々の内容文書の約束の確約というのはなかなか難しいようなので、内容における要請、これを行っていただきたいと思っています。

また、添付されている写真をお配りしましたが、まず訂正箇所をお願いをします。期日に1916年とありますが、2016年の8月22日の午後2時のときの大雨であります。そのときの写真を道路上から撮影したものが写っております。車内から今回貸借をする圃場のところにたまった広い面積のたまり水が写っていると思いますが、これらの水の一部は既にあるビニールハウスから流入したものが相当多く入っているものと思われ、それがオーバーフローして、この写真を撮っている車が走っている道乗り越え、東側の〇〇〇〇〇〇〇〇の畑に川のように流れ込んでいる模様です。このネギ畑の流れ込んでいる畑の南側に畑があるのですが、ここには川のように流れ込んだ水はなく、1カ所からこのオーバーフローしたものが流れ込んでいる様子がかがえて、この水の処理は既になされていなければいけないのですが、既存の今借りている〇〇〇〇〇〇〇〇さんのイチゴハウスの雨水処理は全く行われておりません。この雨水も処理を済んだ上、今回借りるハウスの水も処理していただき、自分のところから発生させる通常の雨量の降雨は全て処理浸透ますに全部埋設してもらったものにしみ込むようにという要請をしていただきたいと思います。

以上で担当地域の委員としての意見を終わります。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

このイチゴハウスの前の道というのが昔の農道で9尺道の簡易舗装です。9尺道だと、もう軽トラ同士でもすれ違えない。これからハウスを2棟にして、イチゴ狩り、恐らく1月、2月、3月あたり、イチゴ狩りということで結構お客さん来るのではないかなと思います。今までは駐車場も何もないから、ハウスのほうへ車をとめて、片側駐車といいますか、結構だからそこを通るトラックですとか、乗用車、路肩ぎりぎりに寄って通り抜けていくというような状態だったのですけれども、今度2棟にするということなので、お客さんなり、従業員の駐車場の確保というのはもう確約していただきたい。できればだからこの回答書ですか、これにつけ加えていただければと思います。

以上です。

○議長

水のほうはどうだったのですか、水は。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

このときはたしか宮寺のほうも結構不老川が氾濫したりなんだかんだ、ネギも余りずつと水の中につかっていると、根っこ腐ってしまったりしてあれなのですけれども、弱いものなのですけれども、このときは結構風でネギも曲がったりなんだかんだして、ここの畑はこのネギの奥のほうの茶畑が結構高くて、どうしても低い土地になっているから、できれば客土でもして、泥、畑の表面を高く○○○○○○○○○○けれども、幸いなことに結構水のみ込みがいいというか、そんなにはたまらないので、何とか今のところは助かっている状態は状態でございます。

以上です。

○議長

はい、わかりました。ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

友野委員から提案のあった回答書に対する質問というか、回答書に対する回答があった

のですけれども、その辺について皆さんはどう思われますか。もう一度あちらに返したほうがいいか、あるいはその友野さんの提案に何か異議がありましたら。

はい。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

駐車場のこともあるので、その答えもraitたいので、また継続審議でお願いできたらと思います。

○議長

今、友野さん、駐車場のことで中村さんから現実的にはハウスと、ハウスの囲んでいるフェンスが道から余り後退していないもので、そこに来るお客さんもその9尺道にずらっととめてしまったり、自分でも中に入れるところ一部あるかな。だけれども、2トンの車は何とかなります。3トンの車はようやと。この一番下の写真の小さな畑は○○○○○○○○○ですけれども、そこはもう路肩が崩れて、○○○○○前の人鉄板を当てて、鉄棒のくい打ち込んでいるのです。崩れないようにしてあるのですけれども、ちょっとその辺は中村委員の言うような心配があります。ですから、この設計図でいくと、またぎりぎりのところなのかな、たしか。

はい。

○農業委員4番（増田恒治君）

その2メートル70の道路に車を置くということは、やっぱり非常に1台なら多少はしようながないと思うのですけれども、何台もイチゴを買いに来て置くということは、やっぱり駐車場の確保というのは、どんな商売やっても、今はもう必要最低限の条件です。で、駐車場の確保ということも含めて、やっぱり差し戻したほうがいいような気がします。

○議長

差し戻す。継続審議ということですか、今の増田さんの意見は。継続でやる。もう一カ月継続でやるということですか。

○農業委員4番（増田恒治君）

私ですか。

○議長

ええ。

○農業委員4番（増田恒治君）

そう思いますね。

○議長

ああ、そうですか。

○農業委員 4 番（増田恒治君）

ええ、私はです。皆さんはわかりませんが。

○議長

ほかに意見どうですか。

ちょっと言いづらいのかもしれませんが、ここでちょっと暫時休憩にして、協議会に切りかえて、どうですか。

（休憩に切りかえてください。の声）

○議長

いいですか。

（はい。の声）

○議長

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 3 6 分

○議長

それでは、会議を再開します。

再開 午前 1 0 時 2 4 分

○議長

ただいまの件に関して事務局で友野さんに見ていただく案をまとめましたので、ちょっと発言してください。

○事務局

それでは、事務局からですが、先ほど〇〇〇〇〇〇〇からの回答に当たりということ、友野委員さんのほうから 5 点ほど農業委員会の合意意見として提案するということが、要請をしてほしいというふうなお話がありましたが、こちらのほうの中で農地法の許可の中でそこまで求められるかどうかという部分も含めまして、許可とは別に申し入れをするということ、2 点ほどまとめさせていただきましたので、そちらのほうを読み上げをさせていただきます。

1点目が、ハウスの設置に当たり、通常降雨に対応できる浸透ますの設置をお願いしたい。また、設置位置、箇所を図面に明示したものを提出をお願いしたいが1点になります。

次の2点目が、路上駐車の内容を来客や従業員の駐車を敷地内にとめることということ
を申し入れをするものをつくらせていただきたいと思います、農業委員会のほうで。

以上でございます。

○議長

どうですか。こういうことで皆さん納得していただければ。

いいですか。

(はい、異議ありません。の声)

○議長

それでは、質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、細渕汎子委員、説明をお願いします。

○農業委員7番(細渕汎子君)

7番、細渕です。2番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に読み上げさせていただきます。宮寺川向〇〇〇—〇、畑、1、654。申請理由、受人は〇〇〇〇〇〇〇〇を営み、うさぎの餌となる農作物を栽培している。規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自55アール。

11月22日、田嶋委員さんと現地確認をしてきました。株式会社〇〇〇〇は、現在ウサギの餌となる農作物の栽培のため、市内に3筆、55アールの農地を借用しています。今回の申請は、栽培の規模拡大を図るものです。農地所有適格法人ではないため、農地法第3条の解除条件付きの賃貸借による借り受けとなります。耕作は代表の〇さんとほか2名の従業

員により行われております。農機具につきましては、トラクター1台、耕運機3台、刈り払い機1台等を所有しています。申請地は、案内図のとおり、狭山ヶ丘高校グラウンドの西側にあり、現在は適切に管理されております。会社から申請地まで10キロメートルほど距離がありますが、現耕作地の状況を見たところ、耕作することに問題はないと思われま。また、農地取得後は、他の畑と同様、ウサギの餌であるイタリアンライグラスやチモシーの栽培を行うとのこと。株式会社〇〇〇〇が申請地を耕作していくことに問題はないと思われまが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

先ほど細渕委員が言われたとおり、11月21日に現地を見に行きました。きれいに管理されていますので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案1号の2番については、農作物栽培の規模拡大を図るための農地の賃貸借権設定でございます。農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

借受人である株式会社〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇〇〇を行う法人であり、農地所有適格法人の要件を備えていないため、農地の借り受けは一般の法人での扱いとなります。一般法人の賃貸借権設定の際の許可要件は、農地法第3条第3項に定める1点目、賃貸借契約に解除条件が付されていること、2点目、地域における適切な役割分担のもと、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、3点目、業務執行役員等のうち1名以上が農業に常時従事すると認められること、この3点を満たす必要があります。提出された許可申請書、土地賃貸借契約書等により要件を満たしていることを確認しております。

次に、先ほど細渕委員さんから説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請地を含めた耕作面積は71アールとなり、50アールの下限面

積要件にも合致します。申請地はウサギの餌であるイタリアンライグラスなどを栽培する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第3項の許可要件を満たし、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、3番から4番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、3番から4番までを一括議題といたします。

担当2番、中島敦夫委員、説明をお願いします。

○農業委員2番(中島敦夫君)

2番、中島です。3番についてご説明を申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇一〇、〇〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。狭山台武蔵野〇〇、畑、1,983。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自193アール。

続きまして、4番についてご説明申し上げます。当事者、譲受人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇、

〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。狭山台武蔵野〇〇、畑、1, 983。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自193アール。

11月20日の日に二本木地区推進委員の中村さんと現地確認に行っていました。また、〇〇さんとお会いし、お話を聞いてまいりました。申請地は、案内図のとおり、狭山台工業団地の西側に位置しております。また、今回申請された申請地は、申請者の〇〇さんの〇〇の南側に位置しております。2筆とも管理された茶畑です。農業従事者について申し上げます。本人、〇〇〇〇さん、〇〇歳、〇、〇〇〇さん、〇〇、〇〇〇さん、〇、〇〇〇さん、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんの5名で従事しております。〇〇さんのお宅は、お茶、サトイモ、大根、キュウリ、ナス、トマトを栽培しております。譲り受け後も茶畑として利用するとのことでした。また、農機具についてもトラクター2台、耕運機3台、茶刈り機2台、軽トラック2台、つる刈り機等必要なものは一切そろっております。特に問題ないと思われまます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願い申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

中島委員さんの説明のとおりで問題ないと思っておりますので、よろしくお祈いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の3番と4番につきましては、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

中島委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、3番、4番の申請人の耕作従事日数は、いずれも150日以上であり、3番及び4番の申請地を含めた耕作面積は233アールとなり、50アールの下限面積要件に

も合致します。

申請地の耕作状況は、現在3番、4番の農地とも茶畑であり、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当5番、齋木雅美委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(齋木雅美君)

5番、齋木です。1番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇(株)。譲渡人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、外9名。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢前原〇〇—〇、畑、1, 322、同じく〇〇—〇、畑、968、同じく〇〇—〇、畑、396、同じく〇〇—〇、畑、331、同じく〇〇—〇、畑、331、同じく〇〇—〇、畑、1, 230、同じく〇〇—〇、畑、393、同じく〇〇—〇、畑、391、計5, 362平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇を営んでいるが、主に国道等を通行する運転者等が休憩所として利用するためのコンビニエンスストア及び

飲食店を建築すべく申請する。摘要、コンビニエンスストア（199.63平方メートル）、飲食店（390.83平方メートル）、飲食店（126.71平方メートル）。

理由書がありますので、読み上げさせていただきます。

理由書。弊社は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にて〇〇〇〇を営んでおります。主に店舗や事業所の開発、店舗運営、管理、販売などを手掛けております。現在、〇〇〇〇に本社、〇〇〇〇に支店を置き、埼玉西部地区を中心とした多くのお客様にご満足いただける物件を提供してまいりました。弊社の主な営業エリアである秩父方面から入間市へ向かう国道463号バイパスの沿道においては、交通量が24時間換算1万4,320台と非常に多いにもかかわらず、十分な駐車場を確保したドライバーの休憩および食事の出来る店舗はありません。入間市内の国道463号バイパス沿い申請地周辺に新たな店舗を展開しようと検討していたなかで、武蔵藤沢駅へと向かう側道との〇〇〇〇に位置し、敷地の広さや立地条件などに合った物件を選定いたしました。また、駐車台数については別添の近隣店舗の実績を考慮し、〇〇〇〇（〇〇〇〇）69台・〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）31台・〇〇〇（〇〇）24台計画いたしました。

なお、事業用地選定にあたり国道463号沿い上藤沢交差点の前後を検討いたしました。多くが農用地に該当し、農地以外は既に別の用途で使用されております。

今回、許可を受け新たな事業展開を行なうことができれば、周辺地域のみならず遠方からのドライバー等、より多くのお客様のニーズに答える事ができると考えております。

以上の理由により申請いたします。

案内図をごらんになっていただきたいのですが、申請地は国道463号バイパスと藤沢中央通り線の〇〇〇〇〇〇でありまして、東側は藤沢南小学校で、ほかに隣接する農地はありません。先日、平塚推進委員と現地を確認してまいりましたが、全ての畑で作付はされておられません。また、私もこの道はよく通るのですが、ここ数年は同じような状況で、草退治のために耕うんしているような状況で、農地としての活用はなかったと思います。

また、申請地と隣接する〇〇〇〇ですが、〇〇との間には〇〇〇〇〇〇〇〇があり、境には目隠しフェンスの設置の計画で、騒音等周辺環境に対しても特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

とから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議へ意見照会后、県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、池谷昭二委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(池谷昭二君)

9番、池谷です。議案第2号の2番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇一〇、〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇一〇一〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。寺竹東桂〇〇〇〇、畑、818。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、業務効率を上げるため、借用している2か所の資材置場を返却の上、申請地へ資材置場を集約し、移転すべく申請する。摘要、資材置場。

11月20日に推進委員の法師さんと現地を確認してまいりました。提出された理由書を読み上げさせていただきます。一部抜粋して読み上げて説明いたします。

理由書。入間市大字寺竹字東桂〇〇〇〇番、土地選定及び理由として。当社本店所在地

より近く管理しやすい為。

他選定していた用地もありましたが小規模な物や広大な物であり、なかなか当社の規模にあった物が無く本地に選定いたしました。本地は約800㎡と丁度良い広さなのです。仮置きさせて頂いている資材等も置ききり、作業等も出来るスペースも取れるのです。

選定候補地を諦めた理由として小規模な物だと資材等が置ききらず、大規模な物だと資材を置いてももてあまし、管理が行き届かなくなるため諦めました。

本地利用理由として、当社資材等を現在取引先業者などに仮置きさせて頂いてる状況ですので、本地に資材を移動し管理できれば効率も良くなるからです。現在仮置きさせて頂いている置き場が2か所有り1ヶ所約300㎡ほどを2ヶ所あります。仮置きさせて頂いている資材等が移動出来れば、関係業者にも迷惑をかけず、2か所に有る資材等を1ヶ所に集約出来れば効率も良くなり、仮置き場も返却出来ます。

本地利用方法として、当社資材等を搬入、搬出経路は北側市道及び南側市道を利用します。それ以外にも隣接地東側、〇〇〇〇〇〇〇〇からの出入りも、了承していただいています。

隣地、お茶畑との境界を30cm程後退して使用する旨、隣地所有者とは合意して有ります。隣地牛舎には騒音、粉塵、などお互い気遣いながら常識的に行う事とし、合意しております。

両隣地共に要望、当社使用内容によっては鉄板養生を立て隣地所有者に迷惑を掛けない様に対応することを合意しています。

当社事業の効率化、有効な、無駄の無い資材利用の為、本地を有効に活用したい理由です。

令和1年8月7日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇〇と理由書が届いております。

今回の申請は、理由書のとおり、資材置き場を移転するためのものです。案内図のとおり、申請地は県道二本木・飯能線と狭山ゴルフの間の桂地区にあります。東側には〇〇〇〇〇〇〇の資材置き場、西側には〇〇〇〇〇の牛舎、南側は茶畑です。先ほどの理由書の中の〇〇〇〇〇〇〇の敷地を横断、通行の承諾書、また農地所有者による同意書も添付されておりますので、周囲の地主さんからの問題はないと思われま。図面を現地を確認したところ、入り口は北側と南側の2カ所となっておりますが、北側のほうはちょっと整備しない

と入れないのではないかなと思いますが、南側のほうは問題ないと思います。その他、利用計画書、資材置場配置利用計画書、現在借りている2カ所の仮置き場の証明書が添付されております。また、今回の申請地の敷地面積は818平米であり、特に問題ないと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、法師励委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（法師 励君）

何もありません。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの第2号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が申請地へ資材置き場を移転するための農地転用許可申請でございます。こちらのほうも議案第2号2番資料というA4判の図面がございますので、ごらんいただければと思います。

申請地は、農用地区域内であったため、平成30年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和元年11月14日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費については、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(異議なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。3番についてご説明を申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、外1名。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。寺竹外野東一号〇〇〇—〇、畑、211、同じく〇〇〇—〇、畑、728、計939。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、業務拡大により手狭となったことから、申請地へ自動車修理工場を移転すべく申請する。摘要、自動車修理工場(414.78平米)。

理由書が届いていますので、読み上げさせていただきます。

弊社は、平成8年12月に〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇に本店を置く〇〇〇〇株式会社の特殊大型車両に対する点検・整備・修理及び整備部品販売を目的とした事業を同敷地の一部を貸借し創業を開始いたしました。現在は他に倉庫業、解体業、自動車リース業なども加えて多角的な事業を展開しております。〇〇〇及び〇〇〇に事業所がありますが車両の点検・整備・修理及び整備部品の販売に関しては創業から現在に至るまで本店所在地にて事業を営んでおります。現在までの点検・整備・修理方法は顧客事業者が粉粒体輸送という特殊大型車両を使用する事業のため整備部品なども特殊な部品であり販売と共に弊社の自動車整備士が顧客自動車敷地内で1台ずつ点検・整備・修理をしながら営業所の駐車場に行くなどの出張整備などの方法で対応してまいりました。しかし近年、顧客事業者に対する需要が増加して急速に業績が成長したことにともない顧客事業者の事業拡張のために増車したことなどにより弊社も整備時間の短縮、車両引取回数増加による待機場所の確保、点検・整備・修理場所の不足などで現在の整備方法では対応出来なくなり従業員に対しても労働環境の悪化を年々強いることになってきている次第です。また今後は顧客事業者の本店と営業所の統合により車両も増えるため現在までお借りしていた施設（顧客事業者倉庫）及び敷地（顧客事業者駐車場）も使えなくなる他、依頼により車検代行の業務も引き受ける予定となりました。このため複数台の大型車両の点検・整備・修理ができるとともに車検待ち貨物の待機場所を確保できる自動車整備工場の敷地内であり近隣にご迷惑のかからない十分な広さの用地を本店の近隣に確保することは弊社の事業計画において最優先の必要不可欠な要素となります。大型車両を扱う自動車修理工場の建設できる用地の確保及び敷地整備には相当の時間を要するため候補地の選定も急務となります。今回の申請地は、県道や大手運送会社などで囲まれており短期的にも長期的にも他の農地に影響を及ぼさず拡張性のない用地ではないかと思われまます。この機会に入間市寺竹集落及び工業団地の顧客に対しても引き受けをして利便増進及び地域社会の発展に寄与すべく努力いたしていく次第です。何卒、申し立ての事情を配慮の上、農地法第5条第1項に基づく許可をよろしくお願いいたします。

11月21日に太間推進委員さんと現地を確認してまいりました。今回の申請は、理由書のとおり自動車修理工場を移設するもので、面積は939平方メートルです。申請地は、案内図のとおり、県道二本木・飯能線に面し、南側に〇〇会社、北側に〇〇会社、東側は山林に囲まれた場所で、農業に対する影響は少なく、特に問題はないと思われまます、よ

ろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただいまご報告がありましたように、中村農業委員と一緒に現地を確認いたしまして、問題ないと思われますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の3番につきましては、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が自動車修理工場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用区域内であったため、平成30年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和元年11月14日付で農用区域から除外されております。

都市計画法においては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地造成費、建築費の経費を〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準

についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(異議ありません。の声)

○議長

ないですか。

(はい。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、4番を議題といたします。

担当8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。4番についてご説明を申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇株式会社。貸渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、外1名。土地の表示、地名、地番、地目、面積(平方メートル)の順に申し上げます。寺竹外野東一号〇〇〇—〇、畑、1, 163、同じく〇〇〇—〇、畑、661、計1, 824。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、借用している駐車場の返還を求められていることから、申請地へ貨物用車両の駐車場を移転すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書がありますので、読み上げさせていただきます。

弊社は、昭和48年8月に設立され昭和50年10月に荷主限定事業免許を受け昭和55年9月に一般区域貨物自動車運送事業の許可を受け昭和60年4月に自動車運送取扱事業の登録を行い主な事業は〇〇〇〇〇を軸として現在に至っております。この度、事業拡大に伴う増車により本店と〇〇〇営業所とを統合し指示系統のスリム化を図ることとなり現在〇〇〇営業所及び駐車場の敷地として賃貸借しております〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇他2筆2,085.31㎡を2019年8月31日に契約満了にて返却することになりました。〇〇〇営業所駐車場には現在、大型車両24台が駐車しておりその代替地を本店近隣にて検討することとなりました。大型貨物車両が安全上支障なく出入りでき予定の車両が駐車できる用地を本店の近郊に確保することは弊社の一般貨物自動車運送事業計画において必要不可欠となります。また一般の自動車車庫とは違い大型車両の駐車場ですので確保及び整備には相当の時間を要することとなり候補地の選定は急務となります。一般貨物自動車運送事業において短期的に農地等に駐車場の拡張がないよう努め、一般貨物自動車運送事業の顧客に対して利便増進及び地域社会の発展に寄与すべく努力いたしますので、何卒、許可申請の事情を配慮の上、農地法第5条許可をよろしくお願いいたします。

11月21日に太間推進委員さんと現地を確認してまいりました。今回の申請は、理由書のとおり駐車場を設置するもので、面積は1,824平方メートルです。申請地は、案内図のとおり、議案3番の南側に当たり、県道二本木・飯能線に面し、南側に〇〇会社、北側に〇〇会社、東側は山林に囲まれた場所で、農地に面しておらず、特に問題はないと思われませんが、よろしくご審議をくださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

中村農業委員と一緒に現地確認をいたしまして、これとって問題ないと思われまので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の4番については、〇〇〇を営む借受人が借用中の駐車場の返還に伴い、貨物車両用の駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。こちらも図面がございますので、ごらんいただければと思います。

申請地は、農用地区域内であったため、平成30年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和元年11月14日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建築する計画ではないため、開発許可は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成できると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、造成費については、〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達に支障はないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、5番を議題といたします。

担当1番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(加藤敏夫君)

1番、加藤です。5番についてご説明いたします。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇—〇—〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇株式会社。譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇、〇〇、〇〇〇〇、外1名です。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。新光〇〇〇—〇、畑、2,787平米、同じく新光〇〇〇、畑、578平米、計3,365平米。申請理由、受人は、借用している〇〇〇〇〇工場及び発送センターが老朽化しており、耐震補強が困難であることから、申請地へ両者を集約し、移転すべく申請する。摘要、工場(3,203.00平米)、備蓄倉庫(319.00平米)、事務所(239.84平米)。

申請理由が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

理由書。弊社は『未来へつなぐ』を企業理念に掲げ、教育施設や倉庫・車庫、事務所・店舗から福祉施設及び仮設住宅等まで様々な業種・業態に対応し、〇〇〇〇〇〇〇〇として建築・リースを主たる業務とし、社会と共に社会を考えて企業基盤を創って行くことを心がけております。

おかげ様で2019年9月に創立55周年を迎えることができました。創業以来無理な事業拡大戦略は避け、堅実な経営を続けてくることができたからこそと自負しております。

また、安全を最優先に考え配慮しており、現時点で7期連続無事故を達成しております。

主な営業活動エリアは〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇です。ある程度営業エリアを限定し、弊社の〇〇〇の本社及び〇〇営業所、〇〇〇〇〇営業部、〇〇〇〇・〇〇・〇〇の3ヶ所の営業所にて、お引き渡し後のアフターフォローも丁寧に対応させて頂いております。

事業実績等については別添させて頂きますが、今般、本申請地において弊社のプレハブ製造工場を新設致したく計画しております。

現在は、製造工場（〇〇〇〇）及び発送センター（〇〇〇）を上記２ヶ所にて対応しておりますが、昨今の仕事の受注状況から生産能力を高める必要があると考えており加えて現状の各々建物がかなり古いため耐震補強を行うにも困難なため、上記２ヶ所の集約による作業効率の向上、製造ラインの効率化、生産能力を高めるためであります。

場所の選定については、前述いたしましたように主に関東圏を主としているため弊社の活動エリアに対してアクセスの良い圏央道インターに近く、且つ計画敷地からインターチェンジへの道路のアクセスが良いこと、弊社の理想的な製造ラインが可能な広さ・形状であること、人材の確保がしやすい場所であることを優先し、現在の２ヶ所の場所からの現従業員の通勤のことを考慮し、熟考の上本計画地とさせて頂きました。

弊社にとって今後の事業計画に必要な不可欠な本申請であります。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

令和元年１月６日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇ということでございます。

現地は、地図を見ていただければわかりますが、入間市の中橋通りから新光にかけて２９９号線の交差点から南に約２００メートルほど下がった西側に位置する場所でございます。もともと既存の工場と〇〇〇〇の工場と、その南、農地としてあるわけですが、その農地は南側に第二用水の水路が通っています。周りの周辺の農地に関しては、その水路の南側に茶園があることと、西側に農地が広がっておりますが、茶園のほうはよい管理がしてありますけれども、西側は大体空き地で、農地はきれいに管理はしてありますけれども、その工場による影響、要するに排水面とか、日照関係については特に問題はないように思われます。このことについて推進委員の宮岡さんとも現地を見てまいりました。したがって、問題ないと思われましても、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいま加藤委員が説明したとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は3,000平方メートルを超える許可申請の意見具申でありますので、許可相当として埼玉県農業会議へ意見照会后、県に進達いたします。

大丈夫ですか、皆さん。引き続きやって。

(いいと思います。の声)

○議長

外はいい天気になっています。ちょっと気分転換しまして、それでは、議案第3号に入ります。

相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたします。

担当、4番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員4番(増田恒治君)

4番、増田です。議案第3号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇—〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。高倉三丁目〇〇〇—〇、畑、1,214、高倉五丁目〇〇〇—〇、畑、182、同じく〇〇〇—〇、畑、1,173、同じく〇〇〇—〇、畑、773、同じく〇〇〇—〇の一部、畑、1,481のうち1,401、同じく〇〇〇—〇、畑、165、同じく〇〇〇—〇、畑、640、同じく〇〇〇、畑、2,277、同じく〇〇〇、畑、1,589、同じく〇〇〇、畑、659、同じく〇〇〇—〇、畑、356、同じく〇〇〇、畑、1,768、同じく〇〇〇—〇、畑、678、同じく〇〇〇—〇、畑、661、同じく〇〇〇—〇、畑、723、同じく〇〇〇—〇、畑、168、計1万4,427平米。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇年〇月〇〇日。

先日、山畑委員さんと11月22日に現地の確認と、ご本人が留守でしたので、〇〇から話を伺ってきました。申請地は、高倉三丁目の農地は〇〇の北側方向、高倉五丁目の農

地は高倉小学校の南側方向にあります。現地は一部の野菜畑を除き茶畑となっており、適正に管理されておりました。農機具は、耕運機2台、普通トラック1台など所有しております。その他、管理に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

特にございません。よろしくご審議をお願いします。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当、7番、細渕汎子委員、説明をお願いします。

○農業委員7番（細渕汎子君）

7番、細渕です。2番についてご説明申し上げます。

当事者、被相続人、〇〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺谷渕〇〇〇、畑、1，432。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇年〇月〇日。

11月21日に田嶋委員さんと現地確認をしてみました。申請地は入間つつじの園の南側になります。耕作は本人と家族の2名で行われており、現地は一部茶木が植えてあり、その他除草されていた状態でした。農機具は軽トラック1台を所有しております。その他管理に必要な農機具はそろっており、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くだ

さるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、田嶋正明委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

細渕委員と一緒に11月21日に現地を見てまいりました。農地パトロールの際に何回か指摘した場所でもありましたので、ちょっと心配していたのですが、ちゃんと下草も管理されておりまして、周辺に対する影響はないと考えられます。ご審議をどうぞよろしくお願ひします。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第4号 入間農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局にお願いします。

○事務局

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2の第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和元年10月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番、当事者、〇〇〇〇〇〇(株)。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。小谷田車道南〇〇〇—〇の一部、畑、1,622のうち606平米。除外事由(利用目的)、敷地拡張(駐車場)。その他参考事項、農地法第5条許可案件。

2番、(株)〇〇〇〇〇。宮寺東宮寺新田〇〇〇〇—〇、畑、552平方メートル。敷地拡張(駐車場)。農地法第5条許可案件。

3番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。寺竹東桂〇〇〇〇—〇、畑、2,230平方メートル。資材置場。農地法第5条許可案件。

以上でございます。

○議長

1番について、農業振興課に説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の安藤と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、配付させていただきました入間農業振興地域整備計画変更説明書により説明をさせていただきます。

事案番号の1番でございます。除外申出地は、入間市大字小谷田字車道南〇〇〇—〇の一部、面積は1,622平米のうち606平米、駐車場の敷地拡張のための除外案件となっております。申出者は、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の地内におきまして、〇〇〇〇をしております。〇〇〇〇を配送するためのトラックやトレーラーが往来しております。車両の進入や車両の待機場所が必要となりますが、現在は説明書の6ページに記載のありますうち、利用計画図面の南東の部分であります車両待機場所付近に従業員の駐車場もあわせて設けられている状態です。この状況では、安全性や効率が確保されていないため、従業員駐車場を別の場所に移動し、効率性、安全性を確保したいと検討いたしました。

そこで、隣接する東側の農地所有者に相談をしたところ、承諾が得られたことから、今回の敷地拡張し、駐車場所を確保する計画に至りました。

計画地につきましては、現在既に営業している倉庫に隣接した形で敷地拡張をする計画であり、隣接地への畑の進入路等を阻害するものでないことから、農業上の支障はないと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの農業振興課からの説明のありました1番の駐車場の敷地拡張について、皆様にご意見を伺います。

はい、どうぞ。

○農業委員2番（中島敦夫君）

案内図の6ページ出ていますけれども、一番下に道路が描いてありますが、これ幅員は何メートル、幅はどのくらいあるのですか。

（この道路の幅員。の声）

○農業委員2番（中島敦夫君）

参考のために。ただ、そんなに久保田さん、ここは余りそんな広い道路ではないよね。大型車が入れるような道路。

○農業委員6番（久保田 勝君）

でも、大型は通る。

○農業委員2番（中島敦夫君）

入れる。

○農業委員6番（久保田 勝君）

うん。

○農業委員2番（中島敦夫君）

あそこ茶畑だ。

○農業委員6番（久保田 勝君）

現に今使われていますので。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

間口が意外と広いから、何とか。

○農業委員2番（中島敦夫君）

何とか。

○農地利用最適化推進委員（貫井典扶君）

結構大型が来ているのですよね。

○農業委員6番（久保田 勝君）

うん。トレーラーとか。

○農業委員2番（中島敦夫君）

入っているのですか。

○農業委員 6 番 (久保田 勝君)

ええ。

○農業委員 2 番 (中島敦夫君)

ほお。

○議長

いいですか。

○農業委員 2 番 (中島敦夫君)

はい、いいです。

○農業振興課

資料の 1 ページになります。こちらの両側の右側のほうに接続している道路等の状況ということで右側に市道 B 5 2 4 号線の最小幅員 2. 7 3 程度となっておりますので、2. 7 3 メートル程度ということで。

○議長

だから、西側の広い道は 8 メートルあるのですよね。

○農業委員 6 番 (久保田 勝君)

そうだね。

○農業振興課

西側の道路のほうが 8 メートル、南側の最小幅員に載っているのが 2. 7 3 メートルのところ、自社部分のところはあちらをセットバックして、道路が広がっているかと思われ
ます。

○農業委員 2 番 (中島敦夫君)

あれセットバックするのだね。

○農業振興課

もともと今も既にこの道路の部分については使っている部分ということになります。

○議長

いいですか、中島委員。

○農業委員 2 番 (中島敦夫君)

はい。

○議長

ほかに。

よろしいですかね。

はい、どうぞ。

○農業委員6番(久保田 勝君)

この駐車場を設置するところをちょっと今ある建物のところ60センチぐらいの段差があるかと思うのですが、その周りというのは、周りというのは、その隣接する農地への影響とかはどうなのですか。

○農業振興課

既存の敷地の部分と事業の部分は高さがありますので、計画としましては、既存敷地の高さに合わせて施工するというふうに伺っております、隣接農地への雨水等の対応策につきましては、敷地境界にコンクリート3段積みと浸透ますトレンチを設置するという事で、雨水が流出しないように施工しますというふうな計画になっております。

○農業委員6番(久保田 勝君)

はい、わかりました。

○議長

どうですか。じっくり見ていただいて。

いいですか。

いいですか、次に移っても。

(はい。の声)

○議長

それでは、次に2番について説明をお願いします。

○農業振興課

では、事案番号2番を説明させていただきます。農業振興課の茂木と申します。よろしくお願いたします。

事案番号2番は、7ページから12ページまでとなっております。除外申請地は、宮寺〇〇〇一〇番地、面積は552平米。駐車場敷地拡張のための除外案件となっております。

申請者は、本社は〇〇〇、工場を〇〇に構え、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を行っておりますが、運搬の際には大型のトラック等が往来しております。そのような状況におきまして、搬送車両

の待機場所や通路及び従業員駐車場を現在の場所で兼用しておりますが、安全性や効率性の確保のために従業員用の駐車場を拡張したいと考えており、今回の計画となりました。

今回の計画におきまして、除外申請地と隣接する農地もございませんので、農業振興上の問題は特にないと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明のありました2番についての駐車場の敷地拡張について皆様にご意見を伺います。

どうですか。

なければ次に移りたいと思いますが、いいですか。

(はい。の声)

○議長

次に、3番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、事案番号3番を説明させていただきます。

事案番号3番は、13ページから19ページまでとなっております。除外申請地は、寺竹〇〇〇〇一〇番地、面積は2,230平米。資材置場のための除外案件となっております。

申請者は、現在市内を中心に〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇を行っております。現在、〇〇及び〇〇〇、また計画地付近に資材置場を借りて業務に対応しておりますが、土地所有者からの返却を求められていることもあり、本計画に至りました。

現在の利用状況から申請地において資材置き場を新設することにより、今後の業務の拡大を図りたいとのことです。今回の計画において北側は道路、東側は資材置場であり、隣接の農地の所有者からの同意も得られていること、またコンクリートブロック等での対策もされていることから、農業振興上の支障はないと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの農業振興課の説明のありました3番の資材置場について、皆様のご意見を伺い

ます。

これは、さんざんひっかかったところだよな。草がひどかったとかと……

○農業委員 8 番（中村 亨君）

そう、そう、そう。昔、問題になった場所ですよ。土地がちょっと高くなっている。

○議長

ことしか、春ごろ一生懸命片付けていたっけ。

どうですか。

中村さん、何か意見ありますか。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

いや、大変説明が上手で、よくわかりました。理由書を何回も読んだのですけれども、この理由書がわからなくて。わかりにくい。

○農業振興課

代理人の方が書かれているものなので、こちらのほうでは、理由書に従って加筆したものをお伝えした内容になります。

○議長

ありがとうございました。

あそこ、土が七、八センチ高いかな。どうなのですか、高いところは。

○農業振興課

資金計画、こちらのほうにいただいている資金計画のほうで残土処理についても添付資料には入っていないのですけれども、残土処理の形で資金計画にも入っております。

○議長

残土処理で処分するのか。

○農業振興課

はい。だと思います。

○議長

どうですか、ほかに何かご質問ありましたら。

いいですか。

（はい。の声）

○議長

それでは、質疑応答、意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。報告事項に入ります。

農地法第3条の3第1項の規定による届出については8件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については6件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については13件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切りかえます。

閉会 午前11時46分